

平成 28 年 2 月 1 日
株式会社 東京金融取引所

取引所株価指数証拠金取引における「NY ダウ証拠金取引」の上場について

平素は、本取引所の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、取引所株価指数証拠金取引において、「NY ダウ証拠金取引」の上場を検討しております。
上場時期は平成 28 年度第 1 四半期(4～6 月)を予定しております。

これに係る制度要綱(案)は、別紙の通りです。

以 上

海外株価指数に係る取引所株価指数証拠金取引に関する制度要綱(案)

平成 28 年 2 月 1 日
株式会社東京金融取引所

I. 取引関連項目

項目	内容	備考
<p>1. 海外株価指数に係る株価指数証拠金取引について</p> <p>(1) 総論</p> <p>(2) 原資産とする株価指数</p> <p>① FTSE100 インデックス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、海外の証券市場において取引される有価証券を元に算出される株価指数(以下「海外株価指数」という。)を原資産とする株価指数証拠金取引を上場する(以下、海外株価指数を原資産とする株価指数証拠金取引を「海外株価指数証拠金取引」という。) ・ 日経 225 証拠金取引において定める、限日取引・ロールオーバーの各制度については、海外株価指数証拠金取引についても同様の制度を設ける。 ・ 海外株価指数証拠金取引の原資産となる海外株価指数は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①FTSE100 インデックス ②DAX® ③ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NY ダウ) ・ ロンドン証券取引所に上場する株式銘柄のうち、FTSE の時価総額及び流動性基準を満たした上位 100 銘柄で構成された株価指数である。 ・ 浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。 ・ 算出される株価指数には、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数と、影響を加味しない「配当なし」の指数があり、「配当なし」の指 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの海外株価指数に係る株価指数証拠金取引の定義については、日経 225 証拠金取引の定義に準じる。 ・ 「限日取引」、「ロールオーバー」については、日経 225 証拠金取引の制度要綱を参照。 ・ イギリスの FTSE 社が算出、公表する指数である。 ・ 「浮動株」とは、上場株式のうち、金庫株や親会社が保有する株式等の市場に流通する可能性が低いと考えられる株式を除いた、実際

項目	内容	備考
<p>② DAX®</p> <p>③ <u>NYダウ</u></p>	<p>数を原資産とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フランクフルト証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額の上位 30 銘柄で構成された株価指数である。 ・ 浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。 ・ 算出される株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数である。 <p>③ <u>米国を代表する優良企業 30 銘柄で構成された株価指数である。</u></p> <p>③ <u>構成銘柄の株価加重平均により算出される。</u></p> <p>③ <u>算出される株価指数には、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数と、影響を加味しない「配当なし」の指数があり、「配当なし」の指数を原資産とする。</u></p>	<p>に市場に流通する可能性が高いと考えられる株式をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フランクフルト証券取引所を運営するドイツ取引所が算出、公表する指数である。 <p>③ <u>S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス(S&P 社)が算出、公表する指数である。</u></p>
<p>(3) 金利相当額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーのために、建玉が決済された場合に予定される決済期日が繰り延べられることとなったときは、当該建玉には繰り延べられた日数に応じた利息が発生するものとする。この利息を「金利相当額」という。 ・ 取引時間帯終了時における売建玉の保有者には金利相当額分の正の差金が発生し、買建玉の保有者には金利相当額分の負の差金が発生する。 ・ 金利相当額は、海外株価指数の種類にかかわらず、一律に以下の式で算出し、小数点以下は切り捨てる。 建玉 1 枚当たりの金利相当額 $= (\text{清算価格} \times 100) \times (\text{利率}) \times (\text{日数} \div 365)$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利相当額算出のために用いる利率は、日本銀行金融政策決定会合が決定する無担保コール翌日物誘導目標(無担保コール翌日物誘導目標が一定の幅により決定されているときは、その中央値)とする。 ・ 金利相当額分の差金は毎取引日の終了後に発生し、本取引所によって取引証拠金と同様に管理され、決済時に金銭が授受される。 ・ 「清算価格」については、II.清算関連項目のうち、2.(2)を参照。 ・ 計算式中の「100」の数字は、海外株価指数証拠金取引の取引単位に基づく(取引単位

項目	内容	備考
(4) 配当相当額	<ul style="list-style-type: none"> • DAX®を除く海外株価指数を構成する銘柄について配当金の支払いが見込まれる場合、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の所有者には、予想される配当金の支払いが当該海外株価指数に与える理論上の影響値に相当する差金が発生する。この差金を「配当相当額」という。 • DAX®については、配当金の支払いを含めて指数を算出しているため、配当金の支払いは指数の変動に影響を与えない。そのため、DAX®を原資産とする株価指数証拠金取引については、配当相当額は発生しない。 • 権利付最終日と同一の取引日（権利付最終日が取引日でない場合は、その直前の取引日）に係る取引終了時における売建玉の所有者には配当相当額分の負の差金が発生し、買建玉の所有者には配当相当額分の正の差金が発生する。 • 配当相当額の値は、権利付最終日と同一の取引日における取引終了後に本取引所が定める。 	<p>については、(7)①を参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 海外株価指数に係る「権利付最終日」「配当落等の期日」の考え方は、日経225証拠金取引に係るそれぞれの考え方と同じだが、「権利付最終日」「配当落等の期日」のスケジュールは、海外株価指数の種類により異なる。 • 配当相当額分の差金は配当が見込まれる都度発生し、本取引所によって取引証拠金と同様に管理され、決済時に金銭が授受される。 • 配当相当額の値は、<u>FTSE100 インデックスについては FTSE 社が、NY ダウについては S&P 社が、それぞれ</u>算出する数値を配当相当額の数値として使用するが、本取引所がその値を適当でないと認める場合その他の場合は、配当相当額の値は本取引所が別に定める。
(5) 取引日等		

項目	内容	備考												
<p>①市場運用時間</p> <p>②取引日</p> <p>③休業日</p> <p>(6) 取引の成立方法</p>	<p>・ 海外株価指数証拠金取引の市場運用時間は、海外株価指数の種類に応じて、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="526 295 1547 737"> <thead> <tr> <th></th> <th>プレオープン時間帯</th> <th>付合せ時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FTSE100 インデックス</td> <td>PM4:50～PM5:00 又は PM3:50～PM4:00(*1)</td> <td>PM5:00～翌日の AM6:00 又は PM4:00～翌日の AM5:00(*1)</td> </tr> <tr> <td>DAX®</td> <td>PM3:50～PM4:00 又は PM2:50～PM3:00(*1)</td> <td>PM4:00～翌日の AM6:00 又は PM3:00～翌日の AM5:00(*1)</td> </tr> <tr> <td><u>NY ダウ</u></td> <td><u>(月曜日)</u> <u>AM8:00～AM8:30</u> <u>(火曜日～金曜日)</u> <u>AM8:20～AM8:30</u></td> <td><u>AM8:30～翌日の AM6:00</u> <u>又は</u> <u>AM8:30～翌日の AM5:00(*2)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 ヨーロッパの夏時間適用時の時間帯。但し、付合せ時間帯の終了時間は米国<u>ニューヨーク州</u>の夏時間適用時とする。</p> <p>*2 <u>米国ニューヨーク州の夏時間適用時の時間帯。</u></p> <p>・ 本取引所が必要と認める場合には、市場運用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>・ 取引日は、1つのプレオープン時間帯及びこれに続く付合せ時間帯を組み合わせた時間帯をいう。</p> <p>・ 海外株価指数証拠金取引においては、海外株価指数の種類に応じて、次に掲げる日を休業日とする。</p> <p>a. 土曜日及び日曜日</p> <p>b. 海外株価指数を構成する銘柄が取引される取引所の休業日</p> <p>・ マーケットメイク方式とする。</p>		プレオープン時間帯	付合せ時間帯	FTSE100 インデックス	PM4:50～PM5:00 又は PM3:50～PM4:00(*1)	PM5:00～翌日の AM6:00 又は PM4:00～翌日の AM5:00(*1)	DAX®	PM3:50～PM4:00 又は PM2:50～PM3:00(*1)	PM4:00～翌日の AM6:00 又は PM3:00～翌日の AM5:00(*1)	<u>NY ダウ</u>	<u>(月曜日)</u> <u>AM8:00～AM8:30</u> <u>(火曜日～金曜日)</u> <u>AM8:20～AM8:30</u>	<u>AM8:30～翌日の AM6:00</u> <u>又は</u> <u>AM8:30～翌日の AM5:00(*2)</u>	<p>・ プレオープン時間帯とは、呼び値を受け付けるが、付合せを行わない時間帯をいう。</p> <p>・ 付合せ時間帯とは、呼び値を受け付け、かつ、付合せを行う時間帯をいう。</p> <p>・ 取引日は、海外株価指数の種類によって異なる。</p> <p>・ 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。</p> <p>・ 日経 225 証拠金取引と同様の成立方法。</p>
	プレオープン時間帯	付合せ時間帯												
FTSE100 インデックス	PM4:50～PM5:00 又は PM3:50～PM4:00(*1)	PM5:00～翌日の AM6:00 又は PM4:00～翌日の AM5:00(*1)												
DAX®	PM3:50～PM4:00 又は PM2:50～PM3:00(*1)	PM4:00～翌日の AM6:00 又は PM3:00～翌日の AM5:00(*1)												
<u>NY ダウ</u>	<u>(月曜日)</u> <u>AM8:00～AM8:30</u> <u>(火曜日～金曜日)</u> <u>AM8:20～AM8:30</u>	<u>AM8:30～翌日の AM6:00</u> <u>又は</u> <u>AM8:30～翌日の AM5:00(*2)</u>												

項目	内容	備考
<p>(7) 取引単位及び呼び値</p> <p>①取引単位</p> <p>②呼び値</p> <p>③呼び値の最小変動幅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼び値の順位は、価格優先・時間優先の原則に従う。 ・ 取引単位及び呼び値に係る事項については、海外株価指数証拠金取引の種類にかかわらず、同一の基準を採用する。 ・ 取引単位は、海外株価指数証拠金取引の種類に応じて、それぞれの海外株価指数の数値に100円を乗じて得た数値を一単位とする。 ・ 呼び値の種類は、指値呼び値及び成行呼び値とする。 ・ 呼び値の単位は、1ポイント単位とする。 ・ 呼び値の最小変動幅は、1ポイントとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引制度の詳細については、日経225証拠金取引に係る制度要綱を参照。 ・ 取引単位及び呼び値に係る事項は、原則として日経225証拠金取引と同一とする。 ・ 海外株価指数証拠金取引は、海外株価指数の構成銘柄を取引する通貨の種類にかかわらず、円建てとする。 ・ 呼び値の種類の詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。 ・ 最小変動幅に基づく最小の収益変動値は、1ポイント×100円＝100円となる。
<p>(8) 取引の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格の誤発注防止等の観点から、次に掲げる注文及び取引の制限制度を設ける。 ①注文受付可能値幅(ダイナミック・プライス・リミット、DPL) ②注文の数量制限 ③MM(マーケットメイカー)プライスリミット(MMPL) ④制限値幅 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限値幅以外の制度についての詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。

項目	内容	備考
<p>2. その他</p> <p>(1) 注文に付加できる条件</p> <p>(2) ギブアップ及びブロック取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引に係る注文には、日経 225 証拠金取引と同様の条件を付加することができる。 ・ 海外株価指数証拠金取引については、ギブアップを行うことができない。 ・ 海外株価指数証拠金取引については、ブロック取引を行うことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数を原資産とする海外株価指数証拠金取引については、制限値幅を導入しない。これは、これらの指数の構成銘柄に係る取引については制限値幅の制度がなく、制度上、これらの指数自体が制限なく変動する仕組みであり、制限値幅を導入すると、原資産との価格の乖離が生じる要因となることによる。 ・ 基準価格は、前取引日の清算価格とする。 ・ 条件の詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。 ・ いずれも、日経 225 証拠金取引と同様の措置。 ・ ギブアップ及びブロック取引の内容については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。

II. 清算関連項目

項目	内容	備考
1. 建玉等		
(1) 建玉の保有及び決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者(自己取引分)及び顧客の建玉保有及びその解消方法として、次のいずれかの方法を定める。 ①先入先出法 ②指定決済法 	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉の保有及び解消方法は、日経 225 証拠金取引における方法と同一。 ・先入先出法及び指定決済法については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。
2. 建玉の保有		
(1) 建玉の保有に伴う差金	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉を保有することにより、一取引日の終了後において、次に掲げる株価指数差金が発生する。 ①金利相当額 ②配当相当額 ③引直株価指数差金 ④更新株価指数差金 ・建玉の保有により生じる株価指数差金を、未決済株価指数差金と総称する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉について発生する差金は、原則として日経 225 証拠金取引に係るものと同様。 ・①の金利相当額の詳細については、I.取引関連項目のうち、1.(3)を、②の配当相当額の詳細については、同じく(4)を参照。 ・DAX®を原資産とする株価指数証拠金取引については、建玉に係る配当相当額は発生しない。
(2) 清算価格	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、海外株価指数証拠金取引に係る建玉について、清算価格を定める。 ・清算価格は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、毎取引日の付合せ時間帯終了前の時間帯における取引価格を元に、本取引所が算出する価格とする。 	

項目	内容	備考
(3) 引直株価指数差金	<ul style="list-style-type: none"> 引直株価指数差金とは、新たに成立した取引により発生した建玉について、ロールオーバー時に、その約定価格と、その成立した取引日の清算価格を比較して算出した額をいう。 	
(4) 更新株価指数差金	<ul style="list-style-type: none"> 更新株価指数差金とは、ロールオーバーにより発生した建玉について、新たなロールオーバー時に、差金を算出する取引日の清算価格と前取引日の清算価格とを比較して算出した額をいう。 	
3. 建玉の決済		
(1) 概要	<ul style="list-style-type: none"> 海外株価指数証拠金取引に係る本取引所と清算参加者間の決済は、建玉の決済によって生じる差金を決済する方法(差金決済)による。 海外株価指数証拠金取引において差金決済の対象となる金銭を株価指数差金という。 	<ul style="list-style-type: none"> 決済方法は日経 225 証拠金取引と同一の方法とし、建玉に基づく債務を履行する、いわゆる受渡決済は行わない。
(2) 株価指数差金	<ul style="list-style-type: none"> 建玉の決済により確定する株価指数差金(決済株価指数差金という。以下同じ。)は、次に掲げる損益の合計額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①金利相当額の累計額 ②配当相当額の累計額 ③引直株価指数差金 ④更新株価指数差金の累計額 ⑤解消株価指数差金 決済株価指数差金は、利益であれば取引証拠金に加え、損失であれば取引証拠金からその額を差し引く。 	<ul style="list-style-type: none"> DAX®を原資産とする株価指数証拠金取引については、配当相当額の累計額は生じない。 追加及び差引は、決済した建玉に係る決済日の午前 10 時 00 分までに行う。

項目	内容	備考
<p>(3) 解消株価指数差金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉を解消することにより、解消した建玉及びこれに係る反対売買の価格の差に基づく確定した損益が算出される。 ・ 先入先出法では、転売又は買戻しに係る約定価格と、次に掲げる価格を比較して算出した額をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 転売又は買戻しによって減じることとなる建玉が、転売又は買戻しが行われた取引日と同じ取引日に行われた取引により発生している場合は、その建玉に係る約定価格 ② 転売又は買戻しによって減じることとなる建玉が、ロールオーバーにより発生している場合は、転売又は買戻しが行われた取引日の前取引日の清算価格 ・ 指定決済法では、次に掲げる価格差から算出した額をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 解消する売建玉と買建玉の双方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取引日における取引により発生している場合は、売建玉に係る取引の約定価格及び買建玉に係る取引の約定価格の差 ② 解消する売建玉と買建玉の一方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取引日における取引により発生し、他方がロールオーバーにより発生している場合は、前者に係る取引の約定価格と、後者に係る当該申告が行われた取引日の前取引日の清算価格の差 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解消株価指数差金の考え方は、日経 225 証拠金取引に係るものと同様。 ・ 解消する売建玉と買建玉の双方がロールオーバーにより発生している場合は、解消株価指数差金は零となる。
<p>4. 取引証拠金</p>		
<p>(1) 取引証拠金の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金は、取引参加者及び顧客が、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、これに係る債務の履行を担保することを目的として本取引所に預託するものである。 ・ 取引証拠金の預託義務がある者は、一取引日の取引時間終了時に建玉を有する取引参加者及び顧客である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金についての考え方は、日経 225 証拠金取引に係る考え方と同様である。
<p>(2) 証拠金基準額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引に関し、証拠金所要額((3)参照)の算出の根拠となる証拠金基準額の算出は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、次の方法による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠金基準額についての考え方は、日経 225 証拠金取引に係る考え方と同様である。

項目	内容	備考
<p>(3) 証拠金所要額</p>	<p>①週の最終取引日における付合せ時間帯の開始時が属する暦日を算出基準日とし、一の算出基準日の属する週からさかのぼる 24 週間(当該週を含む。)における各取引日について、一の取引日の清算価格を当該一の取引日の前取引日の清算価格で除した数値を算出する。</p> <p>②①で求めた数値について、それぞれ自然対数をとる。</p> <p>③②で得られた数値の標準偏差を算出する。</p> <p>④③で得られた数値に 2.58 を乗じる。</p> <p>⑤④で得られた数値に算出基準日が属する取引日の清算価格を乗じ、30 の倍数に切り上げて 100 倍して得られた額を証拠金基準額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の方法により算出する証拠金基準額は、算出基準日の属する週の翌々週における最初の取引日から最終取引日まで適用する。 ・本取引所が上記の方法により証拠金基準額を定めることが適正でないと判断したときは、その都度適正と認める証拠金基準額を定めることができる。 ・本取引所は、証拠金基準額を毎週算出し、公表を行うものとする。 <p>・証拠金所要額(必要な取引証拠金の額をいう。)は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、次の計算式により求められる。</p> $\begin{aligned} \text{証拠金所要額} &= \text{建玉 1 枚当たりの証拠金基準額} \\ &\quad \times \text{建玉数量(売建玉と買建玉の数量差)} \\ &\quad - \text{株価指数差金} \end{aligned}$ <ul style="list-style-type: none"> ・証拠金所要額及び実際の預託額を計算する場合は、取引参加者又は顧客が本取引所の他の市場で行う市場デリバティブ取引の損益を考慮しない。ただし、日経 225 証拠金取引に係る損益は、証拠金所要額及び実際の預託額の算出に加味する。 	<p>・「100」の数字は、海外株価指数証拠金取引のそれぞれの取引単位に基づく(取引単位については、I.取引関連項目のうち、1.(7)①を参照。)</p> <p>・証拠金所要額についての考え方は、日経 225 証拠金取引についての考え方と同一である。</p>

項目	内容	備考
(4) 証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引を行う取引参加者及び顧客は、その有する建玉の数量及び差金に応じて算出される証拠金所要額以上の額の取引証拠金を本取引所に預託しなければならない。 ・ 取引証拠金は円通貨によってのみ預託することができ、他の通貨、有価証券又は預金契約に基づく債権により預託することはできない。 ・ 受託取引を行う取引参加者は、顧客が本取引所に取引証拠金を預託することに替えて、顧客から委託証拠金の預託を受けて、これと差し換えに自己の財産を本取引所に取引証拠金として預託すること(差換預託)ができない。 ・ 清算参加者と本取引所との間での金銭の授受は、本取引所が別に定める時限までに、本取引所が指定する金融機関に開設した預金口座を通じて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金の預託については、日経 225 証拠金取引と同等の制度を設ける。制度の詳細等については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。
(5) 区分預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、取引日の終了時に新規に有する建玉に係る取引証拠金及び取引証拠金預託額が不足した場合の不足額を、当該取引日の翌々取引日における午前 10 時 00 分までに、次に掲げる区分に応じ、取引所が別に定める方法により取引所に預託しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ①取引参加者の自己取引分 ②取引参加者の受託取引に係る直接預託分 ③取引参加者の受託取引に係る立替預託分 	
(6) 顧客による証拠金不足額の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、取引日ごとに顧客の証拠金預託額が証拠金所要額を下回ったことにより取引証拠金に不足が生じた場合は、当該不足額を当該顧客に通知する。この場合、当該顧客は、通知された額以上の額を取引証拠金として、当該不足の生じた取引日の翌々取引日以内の取引参加者の指定する日時までに取引参加者に金銭で差し入れる。 ・ 顧客が取引証拠金の不足額を本取引所に預託しないときは、取引参加者は、当該不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の銀行休業日があるときは、順次繰り下げる。

項目	内容	備考
<p>(7) 発注証拠金</p> <p>5. 取引証拠金の返還</p> <p>(1) 返還請求権</p> <p>(2) 取引証拠金の出金</p> <p>6. ロスカット</p> <p>(1) ロスカットの体制整備</p>	<p>額以上の額の取引証拠金を、不足額の追加預託義務が発生した取引日の翌々取引日における午前 10 時 00 分までに、自己の固有財産から立て替えて預託しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、顧客(特定投資家でない個人に限る。)に対し、海外株価指数証拠金取引の委託に先立ち、委託された海外株価指数証拠金取引が成立した場合に債務の履行の担保となる金銭(発注証拠金)を預託させなければならない。 ・ 取引参加者は、発注証拠金として預託された金銭を、取引証拠金として本取引所に預託しなければならない。 <p>・ 取引参加者及び顧客は、預託した取引証拠金及び株価指数差金の合計額について、本取引所に対して返還請求権を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者及び顧客は、海外株価指数証拠金取引に係る取引証拠金として預託する金銭を、本取引所から引き出すことができる。 ・ 出金が可能な額は、次の計算式によって算出される額とする。 出金可能額＝取引証拠金として預託する金銭の額 <ul style="list-style-type: none"> － 建玉 1 枚に対し必要な取引証拠金額×売建玉と買建玉の数量差 － 株価指数差金がマイナス(損失)のときのその絶対額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、海外株価指数証拠金取引について、ロスカットを行うための管理体制を整備するものとする。 ・ ロスカットを行うための条件や、ロスカットにより建玉が決済される場合の、決済される建玉の範 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注証拠金の預託については、日経 225 証拠金取引と同等の制度を設ける。制度の詳細等については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。 ・ 返還請求権を有していても、建玉を有している場合等、請求権を行使できない場合がある。 ・ 出金の要領については、日経 225 証拠金取引と同様である。 ・ 株価指数差金がプラス(利益)のときは、その額は出金可能額の算出に影響しない。 ・ ロスカット及びロスカットを行うための体制整備の詳細については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。

項目	内容	備考
	囲等は、取引参加者が定めるところによる。	

以上

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」という)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」という)およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。

日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

FTSE100:

FTSE100 証拠金取引について、FTSE International Limited (以下「FTSE」)、London Stock Exchange Group の会社 (以下「LSEG」) (以下「ライセンス供与者」と総称)は、スポンサー、保証、販売、販売促進を一切せず、ライセンス供与者はいずれも、(i)FTSE100(以下「インデックス」)(FTSE100 証拠金取引が由来する対象)の使用から得た結果、(ii)上記インデックスが特定日の、特定時間において示す数値、(iii)FTSE100 証拠金取引に関連して使用される何らかの目的に対するインデックスの適切性—について、明示、暗示を問わず、請求、予測、保証や意見表明を行いません。ライセンス供与者はいずれも、東京金融取引所またはその顧客、得意先に対し、当該インデックスに関連する金融や投資に関する助言または推薦を提供したことはありませんし、その意思もありません。当該インデックスは FTSE またはその代理人が算出します。ライセンス供与者は、(a)インデックスの誤り(過失その他であっても)に対していかなる者に対しても責任を負うものではなく、(b)いかなる者に対してもインデックスの誤りについて助言する義務を負うものでもありません。東京金融取引所は FTSE100 証拠金取引の組成にあたり、FTSE よりその情報を使用する権利を取得しています。

当該インデックスの全ての権利は FTSE に帰属します。「FTSE®」は LSEG の商標で、ライセンスに基づき FTSE が使用します。

DAX®はドイツ取引所の登録商標です。

この金融商品は、ドイツ取引所により保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。ドイツ取引所は、この金融商品でのインデックス利用に伴う結果及びインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる点においても、明示的及び黙示的な保証及び代理権を与えているものではありません。インデックスはドイツ取引所で計算し公表しています。しかし、適用可能な限りの制定法下において、ドイツ取引所は第三者に対しインデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。

ドイツ取引所によるインデックスの公表及びこの金融商品へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、ドイツ取引所としてこの金融商品への投資を推奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものは一切ありません。

ドイツ取引所はインデックス及びインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、東京金融取引所に対してこの金融商品に関連してインデックスとインデックストレードマークを

利用及び参照することを認めたものです。

Dow Jones Industrial Average™(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)は、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が算出する指数であり、SPDJI がライセンスに係る権利を保有しています。「DJIA®」、「The Dow®」、「Dow Jones®」及び「Dow Jones Industrial Average」(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)のサービス・マークは、Dow Jones Trademark Holdings, LLC(以下「DJTH」)から SPDJI にライセンス供与されており、株式会社東京金融取引所(以下「金融取」)による一定の目的のために、SPDJI から金融取へ使用に関するサブライセンスが付与されています。金融取に上場されるダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする NY ダウ証拠金取引は、SPDJI、DJTH 及びそれらの関連会社により後援、承認、販売又は宣伝されるものではなく、これらのいずれもかかる商品への投資の妥当性に関していかなる保証・表明もしていません。